



山形県公報

平成25年10月4日(金)
第2484号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 指定居宅介護支援事業者の指定……………(置賜総合支庁福祉課) ……1091
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の  
指定に係る事業の廃止……………(同) ……1092
- 指定居宅サービス事業者の指定……………(庄内総合支庁地域保健福祉課) ……同
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………(同) ……同
- 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……同
- 指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……1093
- 家畜伝染病発生の届出……………(畜産課) ……同
- 土地改良事業の計画変更の認可……………(村山総合支庁農村計画課) ……同
- 農林水産大臣の指定に係る保安林予定森林の通知……………(森林課) ……同
- 同……………(同) ……1094
- 同……………(同) ……同
- 道路の区域の変更……………(置賜総合支庁建設総務課) ……1095
- 公共測量の実施の通知……………(用地課) ……同
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……1096
- 道路の位置の指定……………(村山総合支庁建築課) ……同
- 同……………(同) ……同

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

- 昭和53年12月県選挙管理委員会告示第55号(不在者投票のできる病院等の指定)の一部改正……………同

### 公 告

- 特定調達契約に係る落札者の公告……………(総務厚生課) ……1097
- 同……………(同) ……同
- 同……………(情報企画課) ……同
- 大規模小売店舗の変更の届出……………(商業・まちづくり振興課) ……1098
- 一般競争入札の公告……………(村山総合支庁建設総務課) ……1099
- 同……………(最上総合支庁建設総務課) ……1100
- 裁決手続開始の決定……………(収用委員会) ……1102

## 告 示

### 山形県告示第893号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。

平成25年10月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅介護支援事業者の名称 | 事業所の名称及び所在地                      | サービスの種類 | 指定年月日       |
|----------------|----------------------------------|---------|-------------|
| 合同会社くるみ福祉      | ケアプランセンターくるみ<br>西置賜郡小国町大字叶水346番地 | 居宅介護支援  | 平成25. 9. 25 |

**山形県告示第894号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

平成25年10月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地      | 事業所の名称及び所在地                       | 障害福祉サービスの種類 | 廃止年月日       |
|-----------------------------------|-----------------------------------|-------------|-------------|
| 特定非営利活動法人置賜ひまわり会<br>南陽市宮内3196番地の1 | グループホームさくらんぼの丘南陽<br>南陽市宮内3196番地の1 | 共同生活援助      | 平成25. 8. 31 |

**山形県告示第895号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成25年10月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                     | サービスの種類 | 指定年月日      |
|--------------------|---------------------------------|---------|------------|
| すずらん・ケア有限会社        | デイサービス すずらん・ケア<br>鶴岡市柳田字田中30番地1 | 通所介護    | 平成25. 9. 9 |

**山形県告示第896号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成25年10月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                     | サービスの種類  | 指定年月日      |
|----------------------|---------------------------------|----------|------------|
| すずらん・ケア有限会社          | デイサービス すずらん・ケア<br>鶴岡市柳田字田中30番地1 | 介護予防通所介護 | 平成25. 9. 9 |

**山形県告示第897号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成25年10月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                        | サービスの種類 | 廃止年月日       |
|--------------------|------------------------------------|---------|-------------|
| 株式会社ロック            | さくら鶴岡第4デイサービスセンター<br>鶴岡市柳田字田中30番地1 | 通所介護    | 平成25. 9. 30 |

|         |                                       |         |   |
|---------|---------------------------------------|---------|---|
| 株式会社ロック | さくら鶴岡第4ホームヘルパーステーション<br>鶴岡市柳田字田中30番地1 | 訪 問 介 護 | 同 |
|---------|---------------------------------------|---------|---|

**山形県告示第898号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成25年10月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                           | サービスの種類  | 廃止年月日       |
|----------------------|---------------------------------------|----------|-------------|
| 株式会社ロック              | さくら鶴岡第4デイサービスセンター<br>鶴岡市柳田字田中30番地1    | 介護予防通所介護 | 平成25. 9. 30 |
| 株式会社ロック              | さくら鶴岡第4ホームヘルパーステーション<br>鶴岡市柳田字田中30番地1 | 介護予防訪問介護 | 同           |

**山形県告示第899号**

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、家畜が患畜又は疑似患畜となったことを発見したことについて次のとおり届出があった。

平成25年10月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 家畜伝染病の種類 | 家畜の種類 | 患畜、疑似患畜の別 | 頭数 | 発 生 場 所          | 発 生 年 月 日   |
|----------|-------|-----------|----|------------------|-------------|
| ヨーネ病     | 牛     | 患 畜       | 1  | 最上郡真室川町川の内3828-1 | 平成25. 9. 26 |

**山形県告示第900号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、土地改良事業計画（維持管理）の変更を次のとおり認可した。

平成25年10月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良事業を行う者の名称  
山形市沼の辺土地改良区
- 2 認可年月日  
平成25年9月19日
- 3 その他

この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

**山形県告示第901号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成25年10月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 保安林予定森林の所在場所  
山形市大字常明寺字浦山529、529の1、530、530の1、530の2、531の1、533、534、673から675まで、675

の1、675の2、676、676の1から676の3まで、677、677の1、677の2、678から680まで、680の1、681、682、682の1、683、683の1、684、685、686の3、721、763の2、763の26から763の35まで、763の37から763の52まで、816、821の7から821の12まで、822の15、822の16、892

2 保安林指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

イ 次の森林については、主伐は、択伐による。

字浦山685（次の図に示す部分に限る。）

ロ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ハ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ニ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林課及び山形市役所に備え置いて縦覧に供する。）

### 山形県告示第902号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成25年10月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 保安林予定森林の所在場所

最上郡戸沢村大字角川字選田ケ沢1537、1539の3、字選田沢1557の104、1557の105、2842、字沼田1972の1

2 保安林指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

イ 主伐に係る伐採種は、定めない。

ロ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ハ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林課及び戸沢村役場に備え置いて縦覧に供する。）

### 山形県告示第903号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成25年10月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 保安林予定森林の所在場所

西置賜郡白鷹町大字浅立字薬師入4438の1、4438の2、4451から4453まで、4456から4459まで

2 保安林指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

イ 主伐に係る伐採種は、定めない。

ロ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ハ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林課及び白鷹町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 山形県告示第904号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成25年10月4日から同月17日まで縦覧に供する。

平成25年10月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 赤湯停車場線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                | 旧新の別 | 敷地の幅員              | 延 長     |
|------------------------------------|------|--------------------|---------|
| 南陽市二色根字上氷堂7番5から<br>同 赤湯字馬町北948番1まで | 旧    | 21.1メートル<br>} 7.4  | 333メートル |
| 同 上                                | 新    | 33.0メートル<br>} 18.0 | 同 上     |

#### 山形県告示第905号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省東北地方整備局新庄河川事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成25年10月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
鶴岡市田麦俣地域  
西村山郡西川町志津地域
- 2 公共測量を実施する期間  
平成25年8月30日から平成26年1月20日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（航空レーザ測量、0.5mグリッドデータ）

#### 山形県告示第906号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省東北地方整備局新庄河川事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成25年10月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
最上郡真室川町地域（鮭川流域）
- 2 公共測量を実施する期間  
平成25年9月24日から平成26年2月21日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（航空レーザ測量、1mグリッドデータ）

山形県告示第907号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省東北地方整備局新庄河川事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成25年10月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
最上郡戸沢村地域（角川流域）
- 2 公共測量を実施する期間  
平成25年9月24日から平成26年2月14日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（航空レーザ測量、1mグリッドデータ）

山形県告示第908号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建築課及び東根市役所において縦覧に供する。

平成25年10月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定の番号 私有地第141号
- 2 指定の場所 東根市大字羽入字角地2024番4の一部、2031番3の一部、東根市大字羽入字藤内1932番1の一部、1932番4の一部
- 3 道路の現況 幅員 6.00メートル  
延長45.04メートル
- 4 指定年月日 平成25年9月26日

山形県告示第909号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建築課及び東根市役所において縦覧に供する。

平成25年10月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定の番号 私有地第142号
- 2 指定の場所 東根市本丸西二丁目9871番1の一部
- 3 道路の現況 幅員 6.00メートル  
延長73.79メートル
- 4 指定年月日 平成25年9月27日

選挙管理委員会関係

告 示

山形県選挙管理委員会告示第59号

昭和53年12月県選挙管理委員会告示第55号（不在者投票のできる病院等の指定）の一部を次のように改正する。

平成25年10月4日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊 谷 誠

- 5 介護老人保健施設の項の表中

|              |              |   |
|--------------|--------------|---|
| 介護老人保健施設あすなる | 〃 本町二丁目2番35号 | を |
|--------------|--------------|---|

|              |                 |       |
|--------------|-----------------|-------|
| 介護老人保健施設あすなろ | 〃 本町二丁目2番35号    | に改める。 |
| サテライト老健のぞみ   | 〃 日枝字小真木原116番8号 |       |
| サテライト老健ちわら   | 〃 茅原字草見鶴21番1号   |       |

## 公 告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成25年10月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
山形県総務事務システム等運用管理業務 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県総務部総務厚生課業務企画・開発担当 山形市松波二丁目8番1号  
電話番号023(630)3337
- 3 落札者を決定した日 平成25年8月29日
- 4 落札者の名称及び所在地  
株式会社東北情報センター 新庄市十日町6162番10
- 5 落札金額 18,900,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年12月県規則第95号）第3条の公告を行った日 平成25年7月19日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成25年10月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
山形県給与等システム稼働基盤導入及び基盤運用管理等業務 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県総務部総務厚生課業務企画・開発担当 山形市松波二丁目8番1号  
電話番号023(630)3337
- 3 落札者を決定した日 平成25年8月29日
- 4 落札者の名称及び所在地  
株式会社YCC情報システム 山形市松波四丁目5番12号
- 5 落札金額 168,000,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年12月県規則第95号）第3条の公告を行った日 平成25年7月19日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成25年10月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量

山形県基幹高速通信ネットワークにおけるデータセンター及びハードウェア等の賃貸サービス 一式

- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県企画振興部情報企画課基幹ネットワーク調整担当 山形市松波二丁目8番1号  
電話番号023(630)2098
- 3 落札者を決定した日 平成25年8月22日
- 4 落札者の名称及び所在地  
株式会社J E C C 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
- 5 落札金額 8,169,525円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年12月県規則第95号）第3条の公告を行った日 平成25年7月12日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業・まちづくり振興課及び置賜総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに米沢市役所において平成26年2月4日まで縦覧に供する。

平成25年10月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
徳町ショッピングセンター  
米沢市徳町440番1外
- 2 変更した事項  
大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
（変更前）

| 名 称             | 住 所              | 代表者の氏名    |
|-----------------|------------------|-----------|
| 東 邦 精 麦 株 式 会 社 | 福島県郡山市本町一丁目4番14号 | 馬 場 栄 一 郎 |

（変更後）

| 名 称                   | 住 所              | 代表者の氏名    |
|-----------------------|------------------|-----------|
| T O H O ピ ク ス 株 式 会 社 | 福島県郡山市本町一丁目4番14号 | 馬 場 栄 一 郎 |

- 3 変更年月日  
平成25年9月1日
- 4 届出年月日  
平成25年9月10日
- 5 その他  
この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成26年2月4日までに知事に提出することができる。  
  - (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
  - (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
  - (3) 意見



地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、道路凍結抑制剤（塩化ナトリウム）の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成25年10月4日

山形県村山総合支庁長 佐々木 孝之

#### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 山形市鉄砲町二丁目19番68号 山形県村山総合支庁 6階 共用入札室
- (2) 日 時 平成25年11月14日（木） 午後1時10分

#### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称及び予定数量 道路凍結抑制剤（塩化ナトリウム） 1,350,000キログラム
- (2) 調達をする物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 契約締結の日から平成26年3月31日まで
- (4) 納入方法及び納入場所 仕様書による。
- (5) 入札方法 1キログラム当たりの単価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札書に記載する見積金額は、小数点以下2桁までとする。

#### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 平成25年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成25年2月15日付け県公報第2419号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

#### 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等

- (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等  
山形市鉄砲町二丁目19番68号 山形県村山総合支庁建設部建設総務課経理係  
電話番号023(621)8185
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付場所等 山形県村山総合支庁建設部建設総務課経理係で交付するほか、山形県のホームページ（<http://www.pref.yamagata.jp/>）からもダウンロードできる。

#### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額に2の(1)の予定数量を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

#### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

## 7 落札者の決定の方法

山形県財務規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

## 8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## 9 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書又は競争入札参加資格審査申請書及び2の(1)の物品の仕様に適合するものとして作成した応札に係る物品の仕様書（以下「応札物品仕様書」という。）を平成25年10月29日（火）午後4時までに山形県村山総合支庁建設部建設総務課経理係に提出すること。
- (2) (1)により提出された応札物品仕様書については、2の(1)の物品の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札物品仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。
- (3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
- (4) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (5) 詳細については入札説明書による。

## 10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Sodium chloride
- (2) Time-limit for tender: 1:10P. M. November 14, 2013
- (3) Contact point for the notice: Commodity Supplies Section, Construction administration division, Yamagata Murayama Government, 19-68 Teppoumachi 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-2492 Japan  
TEL 023-621-8185

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、道路凍結抑制剤（塩化ナトリウム）の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成25年10月4日

山形県最上総合支庁長 青 柳 剛

## 1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 新庄市金沢字大道上2034番地 山形県最上総合支庁 4階 入札室
- (2) 日 時 平成25年11月14日（木） 午後1時30分

## 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称及び予定数量 道路凍結抑制剤（塩化ナトリウム） 795,000キログラム
- (2) 調達をする物品の仕様等 仕様書による。
- (3) 契約期間 契約締結の翌日から平成26年3月31日まで
- (4) 納入方法及び納入場所 仕様書による。
- (5) 入札方法 1キログラム当たりの単価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札書に記載する見積金額は、小数点以下2桁までとする。

## 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 平成25年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成25年2月15日付け県公報第2419号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその

支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

(5) 当該調達物品に関し、迅速かつ確実に納入できる体制であることを証明できること。

#### 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等

(1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等

新庄市金沢字大道上2034番地 山形県最上総合支庁建設部建設総務課経理係

電話番号0233(29)1379

(2) 入札説明書及び仕様書の交付場所等 山形県最上総合支庁建設部建設総務課経理係で交付するほか、山形県のホームページ (<http://www.pref.yamagata.jp/>) からダウンロードできる。

#### 5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 契約金額に2の(1)の予定数量を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

#### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

#### 7 落札者の決定の方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

#### 8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

#### 9 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書又は競争入札参加資格審査申請書、3の(5)に係る事項を証する書類及び2の(1)の物品の仕様に適合するものとして作成した応札に係る物品の仕様書（以下「応札物品仕様書」という。）を平成25年10月29日（火）午後4時まで山形県最上総合支庁建設部建設総務課経理係に提出すること。

(2) (1)により提出された応札物品仕様書については、2の(1)の物品の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札物品仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。

(3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。

(4) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。

(5) 詳細については入札説明書による。

#### 10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: Sodium chloride

(2) Time-limit for tender: 1:30P. M. November 14, 2013

(3) Contact point for the notice: Commodity Supplies Section, Construction administration Division, Yamagata Mogami Government, 2034 Omichigami Kanazawa, Shinjo-shi, Yamagata-ken 996-0002 Japan  
TEL 0233-29-1379

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定した。  
平成25年10月4日

山形県収用委員会  
会長 浜田 敏

- 1 起業者の名称  
国土交通大臣
- 2 事業の種類  
高速自動車国道東北中央自動車道相馬尾花沢線新設工事（山形県米沢市万世町桑山字東屋敷地内から同市万世町桑山下神林地内まで及び同市中田町字宮ノ後地内から同市窪田町小瀬字江中子地内まで）
- 3 裁決手続の開始を決定した不動産の表示等  
所在：山形県米沢市窪田町小瀬字原田五

| 地番     | 地目 |    | 公簿上の面積（㎡） | 実測面積（㎡） | 収用し、又は使用しようとする土地の面積（㎡）    |
|--------|----|----|-----------|---------|---------------------------|
|        | 公簿 | 現況 |           |         |                           |
| 486番13 | 宅地 | 宅地 | 682.10    | 687.00  | (収用) 519.95<br>(使用) 10.23 |

- 4 土地所有者の氏名及び住所  
近野 裕一  
山形県米沢市大町三丁目3番47号
- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及び権利の種類  
株式会社カクダイ本店 代表取締役 近野 裕一  
山形県米沢市大町三丁目3番47号 借地権  
東北電力株式会社 代表取締役 海輪 誠  
宮城県仙台市青葉区本町一丁目7番1号 使用权
- 6 裁決手続の開始を決定した日  
平成25年9月24日